

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

令和 7 年 6 月

目次

第1章 事業内容に関する事項	1
第1節 事業の目的.....	1
第2節 基本事項	1
第3節 事業概要	3
第4節 事業の対象となる業務範囲	3
第5節 事業者の収入	4
第6節 副生成物の取り扱いについて	4
第7節 交付金について.....	5
第8節 事業スケジュールについて	5
第9節 法令等の遵守について.....	5
第10節 SPCの設立について.....	5
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
第1節 事業者の募集及び選定方法.....	6
第2節 事業者の募集及び選定手順	6
第3節 応募者の参加資格要件	6
第4節 審査手順及び方法	10
第3章 民間事業者の責任の明確化等に関する事項.....	11
第1節 基本事項	11
第2節 リスクと責任分担	11
第3節 モニタリング	14
第4章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
第5章 事業継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
第1節 事業者に帰すべき事由の場合	16
第2節 本組合に帰すべき事由の場合	16
第3節 本組合又は事業者に帰することができない事由の場合	16
第6章 法制・税制上の措置及び財政上・金融上の支援に関する事項.....	17
第1節 法制上及び税制上の措置.....	17
第2節 財政上及び金融上の支援	17
第3節 その他の措置及び支援	17
第7章 その他事項	18
第1節 議会の議決.....	18
第2節 情報提供及び情報公開	18
第3節 応募に関する費用負担.....	18
第4節 実施方針に関する問い合わせ先.....	18

【用語説明】

本組合	： 足柄上衛生組合とする。
本事業	： 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業とする。
本施設	： 本事業で整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設、管理棟、計量棟、洗車棟等とする。
DBO方式	： Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営管理)を民間事業者に一括して委ねる事業手法とする。
応募者	： 本事業に参加する企業又は企業グループとする。
優先交渉権者	： 応募者のうち、審査の結果最優秀提案と認められた者とする。
SPC	： 選定された応募者の構成員が、本事業の運営管理を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)とする。
事業者	： 本組合と本事業の基本契約を締結する者とする。選定された応募者の構成企業(優先交渉権者)及び必要に応じて設置するSPCで構成する。
構成企業	： 応募者を構成する企業とする。
代表企業	： 応募者を代表する企業をとし、SPC設立時は最大出資者とする。
構成員	： 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業とする。
協力企業	： 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業とする。
建設事業者	： 本組合と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計業務を行う企業と本事業の建設業務を行う企業による建設工事共同企業体とする。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計建設業務を行う企業単体とする。
運営管理企業	： 本事業における運営管理業務をSPCから受託し、担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。
建築物の設計建設を行う者	： 「土木建築工事」で示す建築物の設計建設を行う民間事業者を総称して又は個別とする。
プラント設備の設計建設を行う者	： 設備の設計建設を行う民間事業者を総称して又は個別とする。
事業契約	： 建設工事請負契約、運営管理業務委託契約をまとめた総称とする。
基本協定	： 本組合と優先交渉権者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定とする。
基本契約	： 事業者に本事業を一括で発注するために、本組合と事業者で締結する契約とする。
建設工事請負契約	： 本事業における設計建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約とする。
運営管理業務委託契約	： 本事業における運営管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合とSPC等が締結する契約とする。
公募説明書等	： 本事業の公募説明書等の公表時に公表する、公募説明書、設計・建設事業に関する要求水準書、運営管理業務に関する要求水準書、優先交渉権者選定基準書、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営管理業務委託契約書(案)とする。
事業者選定委員会	： 事業提案の審査に際して設置した事業者選定委員会とする。
モニタリング	： 事業者が実施する整備及び運営管理の実施状況についての本組合の監視業務とする。

第1章 事業内容に関する事項

第1節 事業の目的

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町で構成された本組合において、新可燃ごみ処理施設の整備を計画しており、令和11年度の完成を目指して、事業を推進する方針としている。

本施設は、地域の公衆衛生の向上と維持を図るとともに、地域の循環型社会形成の中核施設としてエネルギー回収等を行うことを目的として整備すると同時に、本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計建設及び運営管理を行い、本組合の財政負担の軽減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

第2節 基本事項

2-1. 業務名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

2-2. 業務場所

神奈川県南足柄市内山 48-1（南足柄市清掃工場用地）

2-3. 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

2-4. 公共施設の管理者

足柄上衛生組合

2-5. 敷地面積

8,218.36m²

2-6. 都市計画事項

① 用途地域	:市街化調整区域
② 防火地域	:指定なし
③ 高度地区	:指定なし
④ 建ぺい率	:50%以下
⑤ 容積率	:100%以下
⑥ 道路斜線規制	: $\angle 1.25$
⑦ 隣地傾斜規制	:20m $\angle 1.25$
⑧ 都市計画決定	:ごみ処理施設
⑨ 景観条例(南足柄市)	:田園・里山景観ゾーン
⑩ 土砂災害防止法	:土砂災害警戒区域(急傾斜地)
⑪ 水防法	:浸水想定区域(3.0~5.0m未満)
⑫ 工場立地法	:発電を行い且つ建築面積 3,000m ² 以上の場合

2-7. 施設概要

本事業の施設概要は、以下のとおりとする。

- ① 施設規模 : 1日当たり 80t の能力を有すること。
- ② 炉数 : 2炉
- ③ 稼働時間 : 24時間
- ④ 炉形式 : ストーカ方式
- ⑤ 燃焼ガス冷却方式 : 廃熱ボイラ式
- ⑥ 建築物 : 工場棟、管理棟(工場棟と併設可能)、計量棟、洗車場

2-8. 処理対象物及び年間処理量

(1) 処理対象物

本件施設の処理対象物は、以下に示す①～⑤のとおりとする。

- ① (常時) 「可燃ごみ」 : 一般家庭及び事業者から排出される可燃ごみ
- ② (常時) 「可燃残さ」 : 不燃ごみ処理施設の残さ
- ③ (常時) 「選別残さ」 : 資源化施設の選別残さ
- ④ (適時) 「鳥獣の死骸」 : 野生動物等の死骸(例:イノシシ・鹿等、最大約 120kg/頭)
- ⑤ (非常時) 「災害廃棄物」 : 地震・風水害発生時に一時多量的に発生する災害ごみ

(2) 計画年間処理量

本件施設の計画年間処理量は、表1-1に示すとおりとする。

表1-1 処理対象物の搬入量(参考)

項目	年間搬入量	搬入車(現行)
①可燃ごみ	21,327t	収集: 2t、3t、3.5t パッカー車 許可: パッカー車、平ボディ車 直搬: 普通車等
②可燃残さ	127 t	平ボディ車
③選別残さ	4t	平ボディ車
④鳥獣の死骸	①に含む	平ボディ車
⑤災害廃棄物	3,567t	10 t ダンプ
合計	21,458t	⑤は稼働日延長で対応

2-9. 公害防止基準

本事業の主な公害防止基準は、以下のとおりとする。

- ① ばいじん : 0.01g/m³N 以下(O₂ 12%換算)
- ② 硫黄酸化物 : 50ppm 以下
- ③ 窒素酸化物 : 100ppm 以下(O₂ 12%換算)
- ④ 塩化水素 : 50ppm 以下(O₂ 12%換算)
- ⑤ ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/m³N 以下(O₂ 12%換算)
- ⑥ 水銀 : 30μg/m³N 以下
- ⑦ 一酸化炭素 : 100ppm 以下

第3節 事業概要

3-1. 事業方式

本事業は、本組合の所有となる本施設の整備及び管理運営を一括して委託するDBO方式とする。

3-2. 事業期間

本事業の事業期間は、以下に示すとおりとする。

- ① 設計建設期間：契約締結日から令和12年3月31日までの4年間とする。
- ② 運営管理期間：令和12年4月1日から令和32年3月31日までの20年間とする。

3-3. 契約の形態

本組合と事業者の契約形態は、以下に示すとおりとする。

- ① 基本契約を締結する。
- ② 基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づき、運営管理業務委託契約を締結する。

3-4. 事業期間終了後の措置

本組合では、事業期間終了後も引き続き継続使用する方針としている。

事業者は、事業期間終了時に、引継ぎ時における要求水準を満足した状態で、本組合に施設の引き渡しを行うこと。

また、本事業終了後においても、本施設を継続利用するうえで必要となる特定部品の供給に協力すること。ただし、当該協力内容の詳細については、本組合と協議を行うものとする。

第4節 事業の対象となる業務範囲

4-1. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下に示すとおりとする。

4-1-1. 設計・建設業務

- (1) 設計業務（本業務に必要となる各種調査を含む）
- (2) 建設業務（敷地造成工事含む）

4-1-2. 運営管理業務

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) 資源化業務
- (6) 防災管理業務
- (7) その他関連業務（洗車場、植栽管理、清掃、夜間・休日等の対応等）

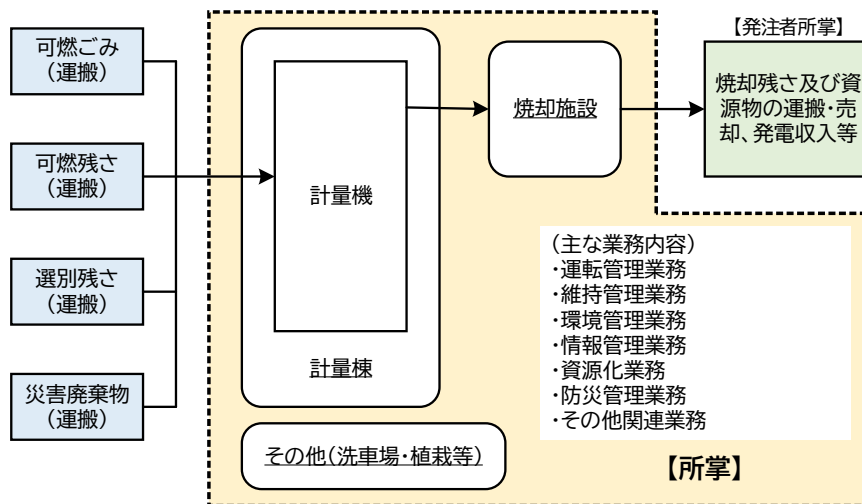


図 1-1 事業者の業務範囲

4-2. 発注者の業務範囲

4-2-1. 設計・建設業務

- (1) 建設工事に関する地元同意取得などの対応
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (3) 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- (4) 設計施工監理の実施

4-2-2. 運営管理業務

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 処理対象物の搬入業務
- (3) ごみ処理に伴う処分業務(ごみ処理に伴い発生する処理不適物等。ただし、処理不適物等の搬出車両への積み込みと搬出・運搬業務は事業者の業務範囲とする。)
- (4) 住民対応業務
- (5) 運営管理業務委託費の支払い業務
- (6) 余剰電力の売却にかかる業務
- (7) その他これらを実施する上で必要な業務

第5節 事業者の収入

5-1. 設計建設業務に係る対価

本組合は、事業者が実施する設計建設業務に係る対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。なお、支払いは出来高に応じて支払うものとする。

5-2. 運営管理業務に係る対価

本組合は、事業者が実施する運営管理業務に係る対価として、委託料を運営管理事業者に支払う。なお、委託料は、固定料金と変動料金(搬入廃棄物量に応じて変動)で構成されるものとする。委託料は、年1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

第6節 副生成物の取り扱いについて

本施設より発生した副生成物である焼却灰及び飛灰等については、積み込み作業までを事業者が行うものとする。

第7節 交付金について

本事業では、循環型社会形成推進交付金の適用を予定しており、本組合では交付金の申請等の手続きを行うが、事業者は本組合が申請手続きに必要な書類の作成等に関する支援をするものとする。

第8節 事業スケジュールについて

本事業における協定等の締結及び契約期間等に関するスケジュールは、以下に示すとおりとする。

項目	内容
基本協定の締結	令和8年1月中旬(予定)
基本契約の仮契約締結	令和8年2月下旬(予定)
事業契約の仮契約締結 (建設工事請負契約書及び 運営管理業務委託契約書)	令和8年2月下旬(予定)
基本契約及び事業契約の本契約締結	令和8年3月下旬(予定)
設計建設期間	契約締結日～令和12年3月31日まで
運営管理期間	令和12年4月1日から令和32年3月31日まで(20年間)

第9節 法令等の遵守について

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめとする、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第10節 SPCの設立について

本事業において、SPCの設立は任意とする。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 事業者の募集及び選定方法

本組合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定する。

第2節 事業者の募集及び選定手順

2-1. スケジュール(案)

本事業の事業者の募集及び選定に関するスケジュール(案)は、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年7月14日(月)～	公告、公募説明書等の公表
令和7年7月17日(木)～23日(水)	現地見学会
令和7年7月25日(金)	公募説明書等に関する質問書の受付期限
令和7年8月1日(金)	公募説明書等に関する質問書への回答
令和7年8月8日(金)	参加資格確認申請書類の受付期限
令和7年8月15日(金)	参加資格確認結果通知
令和7年8月22日(金)	要求水準書等に関する質問書の受付期限
令和7年8月29日(金)	要求水準書等に関する質問書への回答
令和7年9月19日(金)	対面対話の申込期限
令和7年9月下旬～10月初旬	対面対話の実施
令和7年11月7日(金)	企画提案書・価格提案書の受付期限
令和7年11月21日(金)	企画提案書に対する質問書の送付
令和7年12月12日(金)	企画提案書に対する質問回答期限
令和7年12月下旬～令和8年1月初旬(予定)	企画提案書に関するヒアリングの実施
令和8年1月初旬(予定)	審査結果通知(優先交渉権者の選定)
令和8年1月下旬(予定)	基本協定の締結
令和8年2月下旬(予定)	仮契約の締結
令和8年3月下旬(予定)	本契約の締結

2-2. 応募の手続等

(1) 公募説明書等の公表

令和7年7月14日(月)に公表する。

(2) 公募説明書等の公表以降の流れについて

公募説明書等の公表以降の流れは、公募説明書に詳細を示すものとする。

第3節 応募者の参加資格要件

3-1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、構成員と協力企業で構成されるものとし、構成企業は構成員のみとすることも可能だが、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 応募者は、参加資格要件を全て満たすことにより単体企業とすることも可能とする。
- ③ 応募者の構成企業数は任意とするが、構成企業は本事業を遂行する上での役割を担う必要がある。
- ④ SPCを設立する場合は、設計建設業務において、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者、運営管理業務において「運転管理業務」及び「維持管

理業務」を実施することを予定する者は、構成員とならなければならない。

- ⑤ 応募者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者を、当該応募者を代表する「代表企業」として定め、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。なお、SPCを設立する場合は、代表企業は構成員であり、かつSPCの最大の出資者とする。
- ⑥ 参加表明書提出以降、応募者の構成企業の変更は、本組合が認めた場合を除き原則として認めない。
- ⑦ 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業となることは認めない。
- ⑧ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定される親会社及び子会社の関係にある各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- ⑨ 同一応募者が複数の提案を行うことを禁止する。

3-2. 各業務を行うものの要件

応募者の構成企業は、本施設の設計建設、運営管理の各業務を行う者として、以下の各項の要件を満たすこと。

ただし、単独企業が複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

(1) 建築物の設計建設を行うもの

本事業において建築物の設計建設を行う者は、複数の構成員で、次の要件を満たすこと。

なお、本施設の設計を行うもののうち、少なくとも1者は①及び②を、建設を行うもののうち、少なくとも1者は③～⑥を満たすこと。あわせて⑦については構成員または協力企業として地元企業を活用すること。また、⑤については(2)プラント設備の設計建設を行うものの③に示す技術者の双方又は③に示す「清掃施設工事業」の技術者のいずれかを配置することができればよい。

- ① 建築物の設計を行うものにあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式:ストーカ方式)の設計完了の実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ③ 全ての者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建築一式工事)の許可を取得していること。
- ④ 本施設の建築物の建設を行うものは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設(平成26年4月以降に稼働した施設に限る。)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の完了実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ⑤ 本施設の建築物の建設を行うものにあつては、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ⑥ 配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとすること。
- ⑦ 本組合の構成市町内に本店を有しており、参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(2) プラント設備の設計建設を行うもの

本事業においてプラント設備の設計建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の構成員で参加することも可能とするが、少なくとも1者は、以下の全ての要件を満たすこと。

また、③については(1)建築物の設計建設を行うものの⑤に示す技術者の双方又は③に示す「清掃施設工事業」の技術者のいずれかを配置することができればよい。

- ① 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式:ストーカ方式)、施設規模が50t/日以上、1年以上の稼働実績を有している施設のプラント設備に係る設計建設工事の実績を元請として1件以上有すること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を受けていること。
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ④ 配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとすること。
- ⑤ 参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評価値通知書における清掃施設工事の総合評価値が1,200点以上であること。

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営管理を行うもの

本事業において施設の運営管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の構成員で参加することも可能とするが、少なくとも1者は、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施、施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)をDBO方式による運転管理委託業務で1年以上の稼働した実績を有している施設の運転管理実績を元請(SPC からの受注を含む)として有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施、施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)の現場総括責任者としての経験を有し、かつ一般廃棄物処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有する者を、本事業の現場総括責任者として2年間以上配置できること。

3-3. 応募者の構成員の制限

以下の各項に該当する場合、応募者の代表企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 本組合の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- ③ 本組合又は構成市町の入札参加資格者名簿に登録されている場合、本組合又は構成市町から指名停止または指名停止保留期間である者
- ④ 本組合又は構成市町の入札参加資格者名簿に登録されていない場合、本組合又は構成市町の指名停止措置要件に該当する者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同

号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者

- ⑨ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務を受託した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者

3-4. 参加資格

本事業への参加資格の取り扱いは、以下のとおりとする。

- ① 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書等の受付最終日とする。
- ② 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

【代表企業の場合】

代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

【構成企業の場合】

代表企業以外の構成企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業(以下、「残存企業」という。)のみで応募者の再構成を本組合に申請し、優先交渉権者の決定日までに本組合が認めた場合は、引き続き有効とするが、その場合においても応募者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から契約締結日までに参加資格を喪失した場合

【代表企業の場合】

代表企業が参加資格を喪失した場合は失格とし、次点交渉権者と契約交渉を行う。

【構成企業の場合】

代表企業以外の構成企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。その場合、仮契約を締結しない、又は仮契約の解除による一切の責任を本組合は負わない。

ただし、応募者の申し出により、本組合がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで応募者の再構成を行うことができるものとし、本組合は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとするが、当初の構成員が出資を予定していた金額については、残存企業が拠出しなければならない。

3-5. SPC の設立に関する要件

本事業において SPC を設立する場合の要件は、以下のとおりとする。

- ① 優先交渉権者の構成員は、仮契約締結までにSPCを設立すること。
- ② SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に規定される株式会社とし、本組合の構成市町内に本店を置くこととし、SPCの本店所在地については、本施設内に設置することを妨げるものではない。
- ③ SPCの設置目的は、本事業の運営管理業務を実施することに限定すること。
- ④ SPCへの出資は、全ての構成員によるものとし、構成員以外の出資は認めないものとする。
- ⑤ 構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。
- ⑥ 全ての出資者は、契約終了までSPCの株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

第4節 審査手順及び方法

4-1. 参加資格審査

参加資格審査では、参加表明時に提出する参加資格確認申請書等について参加資格要件の具備を確認する。

4-2. 提案審査

提案審査は、「優先交渉権者選定基準書」に従って、事業者選定委員会において提案書類等の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

4-3. 審査事項

審査事項は、公募説明書と同時に公表する「優先交渉権者選定基準書」に示すとおりとする。

4-4. 審査結果

審査結果は、ホームページにて公表する。

第3章 民間事業者の責任の明確化等に関する事項

第1節 基本事項

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計建設及び運営管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項は、本組合が責任を負うものとする。

第2節 リスクと責任分担

本事業における本組合と事業者の責任分担、予想されるリスクは、表3-1及び表3-2に定めるとおりとする。なお、責任分担の程度や具体的な内容については、契約に定めるものとする。

表 3-1 運営管理業務に係る役割分担(1)

業務の種類		役割分担 ○:主分担 △:従分担		備考
大項目	中項目	本組合	事業者 民間	
受付管理業務	搬出入車両管理		○	焼却残渣の資源化等に関する搬出入業者の手配は本組合に帰属する
	受付		○	
	計量		○	
	直接搬入ごみの料金徴収代行		○	
	車両誘導		○	
	受入貯留ヤード、プラットホーム監視		○	
運転管理業務	運転管理		○	
	処理量、生産性の管理		○	
	運転管理計画等の作成		○	
	最終処分物等の積込		○	
	最終処分物等の運搬及び処分	○		
維持管理業務	ユーティリティ、予備品消耗品等の管理		○	
	施設の点検、補修・更新、改良保全、更新		○	
	維持管理計画、長寿命化計画の作成		○	
	精密機能検査の実施		○	第三者機関への委託
	事務用品、什器、作業衣、各種保護具、生活用品等の補充・更新	○	○	施設内で自ら利用するものは自らが負担
環境管理業務	環境保全		○	
	各種環境測定		○	ごみ質分析等の必要な調査含む
	作業環境管理		○	
	環境保全計画の作成		○	
余熱利用業務	温水、電気等の場内供給		○	
	電気の場外供給		○	
	電力会社等への売電		○	売電収入は本組合に帰属する
資源化促進業務	資源化物の品質管理		○	
	資源化物の積込		○	
	資源化物の運搬及び資源化	○		
情報管理業務	各種報告書作成及び管理		○	
	施設情報等データ管理		○	
	設計図書等の管理		○	
見学者対応業務	見学者対応		○	
	啓発設備の維持、更新		○	

表3-1 運営管理業務に係る役割分担(2)

業務の種類		役割分担 ○:主分担 △:従分担		備考
大項目	中項目	本組合	事業者 民間	
その他業務	行政視察対応	○	△	事業者は対応への協力を行う
	近隣対応	○	△	事業者は対応への協力を行う
	場内及び構内清掃維持管理		○	
	構内緑地維持管理		○	
	モニタリング	○		
	電気・BT 主任技術者の選任		○	その他必要有資格者含む

表3-2 リスク分担案(1)

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本組合	民間事業者
共通	入札書類リスク	入札書類の誤記、提示漏れにより、本組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本組合の事由により契約が結べない等	○	
		民間事業者の事由により契約が結べない等		○
	議会リスク	事業契約に関する議会承認が得られない場合	○	
	計画変更リスク	本組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	△	○
	法令等の 変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		生活環境影響調査における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等		○
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの		○
	資金調達リスク	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○	
	金利変動リスク	金利の変動に伴う民間事業者の経費増減によるもの		○
	事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	本組合の指示、本組合の財政破綻等に伴うもの	○	
		民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○
		上記以外の本組合に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○	
	不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力により事業の実施が不可能となる等	○	
		設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力による修復のための事業遅延等	○	△

表3-2 リスク分担案(2)

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本組合	民間事業者
設計段階	設計変更リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		民間事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	本組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準への不適合(施工不良を含む)		○
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	試運転・引渡し性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したこと起因するもの		○
		試運転・引渡し性能試験に要する処理対象物の供給に関すること	○	
		受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの(一定範囲以上の変動)	○	
	性能未達リスク	受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの(一定範囲以内の変動)		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
		施設が契約書に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
	施設瑕疵リスク	本組合の事由により契約書に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
		施設の設計・施工瑕疵に係るもの		○
	技術革新	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大(本組合が求める場合)	○	
	物価変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ(一定の範囲内の場合)		○
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ(一定の範囲を超えた場合)	○	
	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責自由が民間事業者にある場合)		○
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責自由が民間事業者にない場合)	○	
	熱供給リスク	供給用配管の破損・更新等に係るもの(帰責事由が民間事業者にある場合)		○
		供給用配管の破損・更新等に係るもの(帰責事由が民間事業者にない場合)	○	

表3-2 リスク分担案(3)

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本組合	民間事業者
運営段階	利用者リスク	見学者等の施設利用者の事故に対するもの(本組合が業務を行う部分・箇所で発生した事故)	○	
		見学者等の施設利用者の事故に対するもの(上記以外の部分・箇所で発生した事故)		○
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○	
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る民間事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る本組合の事由による費用増大	○	

第3節 モニタリング

本組合では、事業者が実施する本施設の運営管理について、提供される業務水準を確認するために、モニタリングを行う。

本組合が実施するモニタリングの方法、内容等については、公募説明書等で明示し、最終的には、契約書で定めるものとする。

第4章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約において規定する具体的措置に従うものとする。
また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5章 事業継続が困難となった場合の措置に関する事項

第1節 事業者に帰すべき事由の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、事業継続が困難となった場合は、以下の措置をとることとする。

- ① 事業者が提供するサービスについて、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。
- ② 事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。
- ③ 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、事業契約を解除することができる。
- ④ 本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

第2節 本組合に帰すべき事由の場合

本組合の責めに帰すべき事由により、事業継続が困難となった場合は、以下の措置をとることとする。

- ① 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が事業契約を解除した場合、本組合は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

第3節 本組合又は事業者に帰することができない事由の場合

本組合又は事業者の責めに帰することができない事由により、事業継続が困難となった場合は、本組合及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わない場合は、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本組合又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

第6章 法制・税制上の措置及び財政上・金融上の支援に関する事項

第1節 法制上及び税制上の措置

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

第2節 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない。

第3節 その他の措置及び支援

本事業に関して事業者に対し、補助又は出資等の支援は行わない。

第7章 その他事項

第1節 議会の議決

本事業の事業契約のうち建設工事請負契約は、本組合の議会の議決を経るものとする。

第2節 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供及び情報公開は、適宜、本組合のホームページ等を通じて行うものとする。

第3節 応募に関する費用負担

本事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

第4節 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒250-0192 神奈川県南足柄市班目 1547 番地
足柄上衛生組合 広域ごみ処理施設整備推進課
E-mail : gomi-seibi@kamieisei.jp